### 定例庁議次第

令和4年8月30日 役場2階大会議室

行。 2 階大会議室 1. 開 会
2. 挨 拶
3. 審議事項 (1) 55歳超職員の昇給抑制措置について(総務課 髙田課長)【資料番号1】
(2) 電子ポイントカードシステム導入に関する庁内連携について (介護福祉課 永井課長)【資料番号2】
<b>4. 報告事項</b> なし
5. 議案事項 (1) 非公開
6. その他
7. 閉会

様式第2号(第4条関係)

# 資料番号1

### 8月30日 庁議提出案件【概要説明書】

●内 容【1.審議事項】

〇公 開【1. 公開】

〇公開時期【1. 庁議後】

〇概要説明【1.要】

付議者 総務課長 髙田 栄二

#### 【件名】

55 歳超職員の昇給抑制措置について

#### 【目 的】

定年引上げに併せて、令和5年度より55歳超職員の昇給抑制措置を導入する方向で、 調整及び職員組合との協議を進めてよろしいか、審議をお願いするものです。

#### 【概要】

#### 1.55歳超職員の昇給抑制措置について

国家公務員においては、給与構造改革の経過措置の廃止後も 50 歳台後半層における官民の給与差は相当程度残ることが想定されるとともに、世代間の給与配分を適正化する観点から、50 歳台後半層における給与水準の上層を抑えるため、平成 26 年より、55 歳超の職員については、標準の勤務成績では昇給しないこととし、特に良好である場合のみ昇給することとされており、定年引上げ後の 60 歳超の職員についても、60 歳前後の昇給制度の一体性・連続性の確保の観点から、昇給に関して同様の取扱いが適用されることとされている。

これを受け、総務省から示されている定年引上げに係る質疑応答集等においては、「高齢層の地方公務員の昇給については、引き続き、55 歳超の職員の昇給抑制について必要な措置を講じるとともに、今回の定年引上げに伴う 60 歳超の職員の昇給についても、国家公務員の取扱いを踏まえ、各地方公共団体の条例において適切に定めていただきたい。」とされている。

#### 2. 県内市町村の措置状況について

県が実施した検討状況調査では、現在、55 歳超の昇給抑制について国と同様に措置している市町村が7市町村、国と異なる市町村が28市町村(うち4市町村は国と同様に措置することを検討中)となっており、60歳超の職員の昇給については17市町村が国と同様に措置をする予定となっている。

なお、群馬県については令和4年4月1日から国と同様の措置としている。

#### 3. 吉岡町の状況

国が標準の成績で昇給なし、特に良好な場合は1号給、極めて良好な場合は2号給 以上としているのに対し、吉岡町は国と異なる基準となっており、標準の成績で2号 給となっている。

昇給区分		S	А	В	С	D
昇給の	国	2以上	1	0	0	0
号給数	町		2			

#### 4. 国と同様に措置した場合の年収等の試算

55 歳到達以降、毎年2号給昇給した場合としなかった場合で給料及び賞与の額(55歳到達年度から60歳到達年度までの6年間の額)並びに退職手当の額の試算をしたところ、55歳到達時点で6級56号である職員の場合は33万5千円、55歳到達時点で5級80号である職員は27万9千円の減となった。

なお、55 歳到達時点で4級である職員の場合は大半が最高号給に到達することとなり、昇給の余地がないため試算していない。

#### 5. 課題

国と同様に措置する場合は、人事評価による勤務成績により昇給幅が異なることとなるため、適切な人事評価が必要不可欠である。

現在、国と同様に措置していない市町村は、原則昇給停止を行うことによる労働意欲の低下等を理由としており、客観的な事実に基づかない人物評価や、昇給幅や昇格・降格の操作を目的とした恣意的な評価が行われた場合は更なる労働意欲の低下を招くほか、公平委員会案件ともなり兼ねないため、55歳超の昇給抑制を行うためには、客観的な事実に基づき共通の目線で人事評価が行われることが大前提である。

昇給は、前年度の人事評価の成績により行われるものであり、令和5年度から国と 同様の措置とする場合は本年度の人事評価の成績によることとなるため、本年度の人 事評価では、これまで以上に適切かつ公平な評価が必要となる。

#### 6. 今後の方針

担当課としては、これまで毎年給与実態調査のヒアリングの際に県から是正するよう指摘を受けており、定年引上げに伴う財政負担の増も踏まえ、定年引上げの制度検討とともに結論を出したいと回答してきているところである。

国や県からは、従前から国と同様の措置とするよう指導されているところであるが、 現在、国と同様の措置となっていない団体にあっては、定年引上げに際して高齢層職 員の働き方の多様化等の検討と併せて適切に措置するよう要請されているため、定年 引上げと併せて、令和5年度から国と同様の措置としたい。

本日の庁議では、執行部としての方向性(国と同様の措置とするかしないか)を決定していただき、国と同様の措置とする場合には9月中に職員組合との協議を行い、12月議会に関連議案を上程したいと考えている。

様式第2号(第4条関係)

# 資料番号2

### 8月30日 庁議提出案件【概要説明書】

●内 容【1.審議事項】

〇公 開【1. 公開】

〇公開時期【1. 庁議後】

○概要説明【1.要】

付議者 介護福祉課長 永井勇一郎

#### 【件 名】

電子ポイントカードシステム導入に関する庁内連携について

#### 【目 的】

介護福祉課では、「窓口での3密対策(非接触)」と「コロナ禍で疲弊した経済と地域のつながりの活性化(インセンティブ付与)」を目的に、地方創生臨時交付金を活用した"ローコスト"で導入できるボランティアポイントの電子発行システムについて調査研究している。

運用の利便性と事業展開の将来性から、ポイントの管理ツールをICカードとスマホのアプリを使ったシステムに定め、8月までに事業者を2社まで絞り込んだ。

今後は、庁内で情報の共有と連携を図り、町民によるボランティア活動以外にも健康 増進への取組や子育て支援、エコ・美化運動、事業者支援、高齢者の運転免許返納など の各種インセンティブとして、地域商品券や様々な行政ポイントを電子カードで発行し たり、「地域通貨」と同様に町内に加盟店を拡げてポイントを現金と同様に利用できるよ うにするため、システムの導入と今後の活用に向けて庁内連携を図っていくことについ て、審議していただきたい。

連携していくことが決定した場合、9月下旬に実施するシステム業者による説明会 (事業者プレゼン)を案内するので、ポイント事業を実施している (または検討している)部署や加盟店の募集・開拓等に係る商工係、地方創生の新たな取組となる自治体D Xの推進に係る企画係等の担当者など、多くの職員に参加してもらい情報を共有してほしい。

その上で、業者選定に対する意見とシステム参加に対する各課の意向を再度確認する ので、今後の事業展開や各種ポイントを統一することについても協議していきたい。

導入スケジュールは、10月までに事業計画を作成し、12月の補正で必要な予算を確保する。年明けに業者と契約し、導入準備(システム導入、ID発行、ポイントカードの作成及び配布や広報活動)を進め、令和5年4月からの運用開始を目指す。

#### 【概要】

庁内連携のプロセス

- 1. 選定業者(2社)による説明会(事業プレゼン)の実施(9月下旬予定)
- 2. 各課への電子ポイント参加の意向調査(プレゼン後)
- 3. 業者決定後、導入に向けた合同打ち合わせを開始(10月)

## 【備考】

業者からの提案書及びシステムの比較資料を参考添付